



VOL.65

トクちゃん新聞

7月号

今年も残り半分！！

平成24年7月6日
徳野会計事務所

〒530-0041
大阪市北区天神橋2-3-8
MF南森町ビル3階

TEL: 06-6809-2205
FAX: 06-6809-2206
URL: <http://www.ft-tax.com/>



●セカンドオピニオン

先月、「今の会計事務所との関係をそのままに、お試して」という経営者の方向けに整理しましたセカンドオピニオンサービスですが、**早速ご契約いただきました！**ご興味ある方はぜひご連絡を！

担当：徳野

● 船井総研さん

船井総研というコンサル会社をご存知でしょうか。様々な業種専門のコンサルを抱えていますが、**会計事務所業界のコンサル**も在籍しています。そのコンサルが主宰する勉強会に5年間ほど参加しています。マーケティングの考え方や営業ツールや、事務所内の仕事の考え方で、**かなり突っ込んだ情報提供**をしてくれます。



先日も東京で2日間におよぶ勉強会があり、参加して来ました。その時得たヒントの中、とりえず実施できたのが、「**標準作業時間の設定**」です。みなさんの会社では設定されていますか？大変恥ずかしい話ですが、会計事務所の仕事の仕方って、かなり**古くさい部分が多い**んです。そんな中、弊社はいろいろと新しいやり方を導入できている方であるという自負はありますが、それでも**まだまだ課題は多くある**ということです。

2012年も折り返しです。下半期も頑張ります！

◆児童手当について

担当：福田

子ども手当の給付が平成24年3月末で終了となり、4月から児童手当からの給付に切り替わり給付金額も変更されました。6月分からは**所得制限**がかかるようになります。制限により平成23年の**所得金額が制限額以上**の場合には給付がなくなりますが、当面の**特例給付として一人ひと月あたり一律5,000円**が支給されます。(毎年市区町村が住民税計算の資料から所得の確認を行い認定をします。)子ども手当が切り替わる平成24年3月に各党の話合いがあり、昨年廃止された年少扶養控除を復活検討することになりました。5,000円の特例給付は検討結果が決まるまでの間の給付ということになりました。昨年の年少扶養控除廃止は今年の個人住民税の額にも影響がでています。中学生までのお子さんがいいらっしゃる方の住民税、今年は高くなっていませんか？

平成24年3月までの子ども手当
一律 ひと月あたり13,000円



平成24年4月以降の児童手当	
対象者	ひと月あたり
0歳から2歳	13,000円
3歳から小学6年生までの第1子第2子	10,000円
3歳から小学6年生までの第3子以降	15,000円
中学生	10,000円

平成24年6月以降の所得制限限度額表 (単位:万円)

扶養親族等の数	所得額	収入額
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002.1
5人	812	1042.1

収入額は給与と所得者の総収入相当額です。

(収入額-所得額+給与所得控除額+8万円)

8万円: 施行令控除額

◆書籍紹介 1年で黒字を実現する赤字企業再建術 (Part 1)

担当：杉山

とても目を引く見出しだったので買ってしまいました。内容は特別な手段を用いるのではなくごく当たり前の事が書いてありました。しかしこの**当たりまえの事が出来るか出来ないかの差**が黒字企業になれるか赤字企業に陥るかのポイントだと思いました。今回は【**中小企業に中長期経営計画は必要ない？!**】をテーマに取り上げてみました。

要点をまとめてみました。

- ①経営者は知識欲が旺盛なのは良いが色々なノウハウに手を出しすぎている。
- ②黒字、会社を立て直したいのであれば、**一つの事を徹底的にやりきる**こと。
- ③企業は**環境適応業**である。自社の強みを活かし、いかに環境に適応して利益を上げるかが問われる。必要なのは中長期経営計画ではなく、**目の前の1年間、3か月、1か月の間にすべきことを明確にし**、その実行に経営者から従業員まで一丸となって全力を尽くすこと。
- ④赤字企業の計画書はテーマやスローガンが多く、具体性がない。又問題点や課題に触れた個所が少なく、抽象的な表現でばかり示されている。一方、黒字企業の場合は**取り組み内容が具体的**で「いつ」「誰が」「何を」「どうやって」「いつまでにやるか」といった計画と、そのチェック方法まで事細かに書かれています。貴社は経営計画を作成されていますか？その場合④のような内容になっているのでしょうか？改めて見直して頂き参考にしていただければ幸いです。



【書籍名】1年で黒字を実現する赤字企業再建術

発売元: 株幻冬舎 著者: 榎原(ケニハラ)浩一

◆税務スケジュール(7月)

7月10日(火)

- ・6月分 源泉所得税の納付
- ・1~6月分 源泉所得税の納付(納期の特例分)
- ・6月分 住民税の納付(特別徴収)
- ・**社会保険 算定基礎届**
- ・**労働保険 申告・納税**

7月17日(火)

- ・所得税 予定納税額の減額申請書

7月31日(火)

- ・5月決算法人 確定申告
- ・11月決算法人 中間(予定)申告
- ・8月11月2月 消費税3か月ごとの中間申告
- ・6月分社会保険料
- ・所得税の予定納税 第1期
- ・固定資産税、都市計画税 第2期分

担当:岡村



◆スマートフォンのアプリ(弥生会計・給与への連動)

担当:岡村



スマートフォンのアプリも種類が増えてきました。その中でも、弥生会計や弥生給与への連動ができるものがあります。その一部をご紹介します。

【スマート経費精算for弥生会計】

日付や経費を選び、金額を入力するだけのシンプルなアプリです。経費申請はメールで行い、添付データをそのまま弥生会計へインポートできます。また、締切をお知らせする機能もあり、精算を忘れることがなくなります。

経費科目は自由に設定でき、経費ごとの消費税設定もできますので、免税、税込税抜問わず利用できます。

【勤スマ】

日々の出退勤を打刻して給与ソフトへ連動させるアプリです。出退勤情報はCSVファイルでメール送信でき、そのまま弥生給与へインポート可能です。いずれも**無料のアプリ**で、私も利用しております。便利なアプリを利用して業務の効率化を図りましょう。



◆消費税「95%ルール」の改正への対応はお済ですか?

担当:池田



従来の「95%ルール」というのは、課税売上割合(受取利息や土地の譲渡等の非課税売上と、課税売上を合算した金額のうち、課税売上が占める割合)が95%以上であれば、事業者の売上高に関係なく仕入にかかった消費税(仮払消費税)は全額控除できるというものです。

ところが、改正により平成24年4月1日以後開始する事業年度(個人事業者の方は平成25年分)から、課税売上が5億円を超える事業者はこの95%ルールは使えなくなりました。

そうすると仮払消費税について、取引ごとに課税売上に対応するものと、課税売上・非課税売上に共通して対応するもの、非課税売上にのみ対応するものに区分した上で、一定の計算をする方式(個別対応方式)か、区分せずに仮払消費税の金額に課税売上割合を乗じて控除できる金額を計算する簡便な方法(一括比例配分方式)かどちらかで計算することになります。

手間暇をかけるくらいなら少し損をするかもしれないが簡便な一括比例配分方式で計算するという方針であればいいのですが、この際今後のことも考慮して、又、どちらにするか決まっていなくて取りあえず個別対応方式で計算しておこうという場合は、日々のデータ入力の際に売上に対する区分をしておかないと、決算で正確に対応することはむずかしいのでご注意ください。

又、今回の改正で影響を受ける事業者の方々に「うちの会社は非課税売上はない。」と誤っていらつやるかもしれませんが、銀行等の預金利息や貸付金利息が非課税売上となるため、個別対応方式の場合は仮払消費税のうち、これらに対応するものを区分しておく必要があります。

いずれにせよ、このように事務的に手間隙かかる改正を行う理由には、消費税の計算上で発生する納付しなくて良い税額や納付額が少なくなる、いわゆる「益税」と呼ばれる課税上の問題の是正という姿勢が感じられます。そして現在、消費税増税の方向にすすんでおりますが、今後も更なる税率の上昇と同時に食料品等の生活必需品等の非課税取引の制定等のため、事業者の方々に複雑な事務処理対応の準備をさせているのかなと感じるのは私だけでしょうか?

内容についてご不明な点等ございましたら、弊社又は担当者までお気軽にお問い合わせご相談ください。



◆スタッフより

担当:池田



最近頭が痒くてよく掻いておりました。するとテッペン(のぼう)がすこし薄くなって来たような気がしたので大学3回生の下の娘に「最近風呂で頭洗ったら結構毛が抜けてる気がすんねんけど大丈夫かな?」と相談したらテッペンを見ながら「えらいコッチャ! 少ななってるで!」と言って携帯で写真を撮って見せてくれました。その写真の光景は結構ショックでした。

それを聞いていた上の娘が「お父さんは結構毛が多いからまだまだ大丈夫。まわりの毛でカバーできる。それにアレルギー体質で痒いだけや思うから又痒いの治まったら生えて来るよ!」と励ましてくれました。

鏡の前で髪をといっていると、家内が寄ってきて「いつも同じとこで分けてるからそこが余計薄なんねん。ここの毛をコッチにしたらええネン!」とセットの仕方を教えてくれました。次の日、仕事から帰ったら妻が「エライ、ナツチャン(下の娘)が心配してたで『お父さんの頭、大丈夫かな?』って」と言っておりました。

自分の髪はさすがに心配ですが、家族みんなが、そんな私を心配してくれている。女3人、私もまだまだ無視されずに家族の一員なんだと実感した今日この頃です。感謝!



◆税務クイズ

担当:赤松



1. 住民税には「均等割」として、都道府県民税1,000円+区市町村民税3,000円の合計4,000円が全国一律で課されていますが、近畿では、兵庫・奈良・滋賀に住む人には、負担が追加されています。森林を守り、自然環境保全等につなげる財源目的として徴収されているものですが、これは何税と呼ばれるもの?

A.ふるさと税 B.森林環境税 C.自然保護税

2. 平成25年3月に終了する正式名称「中小企業金融円滑化法」とは、通称何と呼ばれる法案のこと?

A.モラトリアム法案 B.救済法案 C.亀井法案

1. B. 森林環境税

個人年額は、兵庫は県民緑税800円、滋賀は琵琶湖森林づくり県民税800円、奈良は森林環境税500円と名称と金額が少しずつ異なります。

2. A. モラトリアム法案

平成20年秋以降、いわゆる「リーマン・ショック」といわれる世界的な金融危機の影響により、中小企業者の資金繰りが悪化したことをうけ、中小企業者に対する金融の円滑化を図るため金融庁が行った臨時措置に関する法律です。当時金融担当大臣だった亀井氏が提唱していました。

モラトリアムとは、猶予期間という意味です。

